１ 注意事項

(1) 寄附行為の目的等に関係する場合は、寄附行為変更認可申請を要する。

(2) 変更条文対照表の変更部分は、朱書又はアンダーラインを引くこと。

２ 添付書類

(1) 学校法人は、理事会の決議録

(2) 学校法人は、評議員会の決議録（寄附行為により必要とされる場合）

(3) 宗教法人等は、必要な決議録

(4) 新学則（園則）（全文）

(5) 積算の基礎資料（学費変更の場合）